

運用改善に伴う横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の改正

R4.7.4

				規則改正		備考	専門委員会
				委任	自主		
2	敷地内通路	凹凸のない仕上げ	【明確化】	○	○	これまで指導していた内容	第1回
		段の手すりの端部	【明確化】	○	○	これまで指導していた内容	第1回
		手すりの形状	【明確化】	○	○	これまで指導していた内容	第2回
3	駐車場	機械式駐車場	【明確化】	○	○	これまで指導していた内容	第1回
5	廊下等	風営法入店禁止施設の子育て設備	【適正化】	○	○	不合理的解消	第1回
		凹凸のない仕上げ	【明確化】	○	○	これまで指導していた内容	第1回
6	階段	エレベーター設置による緩和	【強化】【明確化】		○		第2回
8	EV等	視覚障害者用設備	【強化】	○			第2回
		出入口の幅	【適正化】	○	○	不合理的解消	第2回
		エレベーター籠内の制御版	【明確化】	○	○		第5回
9	便所	便所の出入口幅	【適正化】	○	○	不合理的解消	第1回
		乳幼児用便所の適用除外	【適正化】		○	不合理的解消	第1回
		洗面台の手すり	【適正化】		○	所要の改正	第1回
		男子用便器のみの便房	【適正化】	○	○	不合理的解消	第1回
11	ホテル又は旅館の客室	車いす使用者用客室内の便所	【明確化】	○	○	これまで指導していた内容	第1回
12	客席・舞台	車いす使用者用客席までの経路	【明確化】		○	これまで曖昧だった内容	第3回
-	共同住宅	上記改正内容を反映		○	○		第3回
-	表示板	全面改正	【強化】【明確化】		○		第3回
別表備考	共同住宅	EV幅の緩和	【明確化】【強化】		○	これまで曖昧だった内容	第3回 第4回 第5回 第6回
別表備考	事務所・工場・学習塾等	EV幅・奥行の緩和	【強化】【明確化】		○	これまで曖昧だった内容	第3回